

# 防衛庁設置法等の一部を改正する法律

(平成一八年五月三十一日法律第四五号)

## 一、提案理由(平成一八年四月一四日・衆議院安全保障委員会)

額賀国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明させていただきます。

この法律案は、防衛庁設置法、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正を内容としております。

平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、新たな安全保障環境に実効的に対応し得る体制を整備するため、施設行政及び装備品に係る組織の改編並びに地方連絡部の所掌事務等の変更を行うとともに、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するほか、これらに伴い、防衛庁の職員の給与等に関し所要の措置を講ずるものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明をいたします。

第一に、自衛隊の改編等に伴い、自衛官の定数を三百六十人削減するものであります。これにより、自衛官の定数は二十五万二千二百二十二となります。

第二に、施設行政に係る総合的な企画立案機能を強化するとともに、米軍施設・区域に係る施設行政部門と政策部門との連携強化を図るため、本庁内部部局等の所掌事務を改めるものであります。

第三に、装備品のライフサイクルを見据えたコスト管理を図るため、契約機能、原価計機能機能を統合、再構築し、装備品の取得に関する統一的な指針の作成及び装備品の調達を行う装備本部を新設するものとし、その所掌事務を定める等所要の改正を行うものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に取り組むための体制を強化するため、陸上自衛隊中央即応集団を新編するものとし、その所掌事務を定める等所要の改正を行うものであります。

第二に、地方公共団体等との協力関係を推進するため、地方連絡部の所掌事務に地方における渉外及び広報を加えるとともに、その名称を地方協力本部に改めるものであります。

第三に、即応予備自衛官の員数を十人削減するものであります。これにより、即応予備自衛官の員数は八千三百六十八となります。

また、市町村の廃置分合に伴い、第七航空団司令部及び第八航空団司令部の所在地を改める等所要の改正を行うものであります。

最後に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正であります。

これは、本庁内部部局の改編に伴い、防衛参事官等俸給表を適用している職員の給与制度を見直し、職員の円滑な異動及び勤務の実態に応じた処遇を確保するため、これらの職員に一般職の俸給表を適用することとする等所要の改正を行うものであります。

そのほか、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院安全保障委員長報告（平成一八年四月二五日）

浜田靖一君 ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、新たな安全保障環境に実効的に対応し得る体制を整備するため、防衛庁設置法、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正するものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、自衛官の定数を三百六十人削減し、二十五万二千二百二十二人に改めること、

第二に、施設行政に係る総合的な企画立案機能を強化するとともに、米軍施設・区域に係る施設行政部門と政策部門との連携強化を図るため、所掌事務を改めること、

第三に、契約機能、原価計算機能を統合、再構築し、装備品の取得に関する統一的な指針の作成及び装備品の調達を行う装備本部を新設すること、

第四に、陸上自衛隊中央即応集団を新編すること、

第五に、地方連絡部の所掌事務に地方における涉外及び広報を加えるとともに、その名称を地方協力本部に改めること、

第六に、防衛参事官等俸給表を適用している防衛庁の職員に対し、一般職の俸給表を適用すること

等であります。

本案は、去る四月十三日本委員会に付託され、翌十四日額賀防衛庁長官から提案理由の説明を聴取し、同月二十日及び二十一日質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月二一日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

一 防衛施設庁入札談合事件については、防衛庁が原因を究明し、その結果を早急に公表するとともに、そのことを踏まえ、契約事務等に関しては、業務の適正化に努めること。

二 装備本部による調達については、透明性を確保するとともに、監査機能の強化徹底に努めること。

三 陸上自衛隊中央即応集団の運用については、その機動性、迅速性が十分確保されるよう努めること。

四 国際活動教育隊に対しては、国際平和協力活動の重要性に鑑み、我が国が同活動に主体的・積極的に取り組むための礎を築くべく支援を図ること。

五 施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強化に当たっては、防衛政策と施設行政が密接に連携した体制の確立を図ること。

六 米軍施設・区域に係る事務の執行に当たっては、地元との意見調整や環境への配慮など、周辺地域との調和を図るとともに、広く国民の理解が得られるよう最大限の努力を払うこと。

七 地方協力本部は、国民保護・災害対策の重要性に鑑み、地方公共団体等との協力関係を深めるための活動に努めること。

### 三、参議院外交防衛委員長報告（平成一八年五月二四日）

舛添要一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、新たな安全保障環境に実効的に対応し得る体制を整備するため、施設行政及び装備品に係る組織の改編並びに地方連絡部の所掌事務等の変更を行うとともに、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するほか、これらに伴い、防衛庁の職員の給与等に関し所要の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、本改正案の基本的な考え方、施設行政に係る組織の改編と防衛施設庁解体との関係、装備本部を新設する理由、中央即応集団の新編と数年後に司令部を移転する理由等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の紙委員、社会民主党・護憲連合の大田委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

### 附帯決議（平成一八年五月二三日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、防衛庁における契約業務については、透明性を確保するとともに、監査機能を強化徹底し、業務の適正化に努めること。

二、陸上自衛隊中央即応集団の運用については、その機動性、迅速性が十分確保されるよう努めること。

三、国際活動教育隊に対しては、国際平和協力活動の重要性にかんがみ、我が国が同活

動に主体的・積極的に取り組むための礎を築くべく支援を図ること。

四、施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強化に当たっては、防衛政策と施設行政が密接に連携した体制の確立を図ること。

五、在日米軍の再編を実施するに当たっては、過重な負担を実質的に軽減していくため、地元の住民・自治体の意思を十分に尊重しつつ、丁寧な説明と徹底的な話し合いを尽くすとともに、厳しい財政事情にかんがみ、経費の節減に努めること。

六、地方協力本部は、国民保護・災害対策の重要性にかんがみ、地方公共団体等との協力関係を深めるための活動に努めること。

七、情報流出事案については、防衛庁が我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とした組織であることにかんがみ、情報保全体制の再点検を行い、再発防止に努めること。

八、防衛庁・自衛隊をめぐる薬物使用、防衛施設庁入札談合、情報流出などの不祥事が続発していることにかんがみ、隊員の一層の綱紀粛正に努めること。

右決議する。